

てんかんのある人の 運転免許取得について

道路交通法(2002年改正施行)

運転に支障が生じる
おそれのある発作が
2年間ないこと

まずは適切な医療のもとで
正しく病気を理解して発作の
観察・記録を行いましょう。

上記2年間の中には次のような場合も含まれます

- 運転に支障が生じるおそれのない発作
(単純部分発作*など)がある場合
→ 1年間以上の経過観察
- 睡眠中に限定された発作がある場合
→ 2年間以上の経過観察

*単純部分発作…意識のある発作

今後、症状悪化の
おそれがない場合

取得可能

注 大型免許と第2種免許は
取得できません。

免許取得の手続きは、新規・更新いずれの場合にも、以下のとおりです。

- 1 主治医に相談をして診断書を書いてもらい
ましょう(公安委員会指定の書式)。
- 2 てんかんの状態を公安委員会に正しく伝え
ましょう。なお、このことで事業主などに
てんかんであることが伝わることはありません。

もし… 免許をすでに持っていて、発作が
再発した場合には、主治医とよく
話し合ったうえ、公安委員会に相談しましょう。

運転免許取得時の自主申告は、**社会の一員としての責任**です。
是非、守ってください。



詳しくは



社団法人

日本てんかん協会

に気軽にお問い合わせください

相談専用電話

TEL **03-3232-3811** (毎週平日:月・水・金曜日 13時15分~17時)

<http://www.jea-net.jp/>

